## 災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「2024年7月25日からの大雨災害」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、 次のような特別のお取り扱いをいたします。

- 1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2 か月後の末日(2024年9月30日)までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
  - ※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
- 2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

なお、適用地域につきましては、別紙をご覧ください。

## お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール:0120-088-830

受付時間:午前9時~午後6時(年末年始はお休みをいただいております)

## (別紙)

適用都道府県	適用市町村	法適用日
秋田県	横手市	
	湯沢市	
	由利本荘市	
	大仙市	
	にかほ市	
	仙北市	
	仙北郡美郷町	
	雄勝郡羽後町	
	雄勝郡東成瀬村	
山形県	鶴岡市	
	酒田市	
	新庄市	7月25日
	寒河江市	
	村山市	
	尾花沢市	
	最上郡金山町	
	最上郡最上町	
	最上郡真室川町	
	最上郡大蔵村	
	最上郡鮭川村	
	最上郡戸沢村	
	東田川郡庄内町	
	飽海郡遊佐町	